

府立学校の在り方について

(中間まとめ)

平成12年12月

府立学校の在り方懇話会

京 都 府

目 次

はじめに	1
高校教育部会 - 個性化・多様化に対応した府立高校の在り方について -	
1 検討に当たっての基本的な考え方	2
2 個性化・多様化に対応した府立高校の在り方	3
(1) 教育内容の在り方	3
(2) 学科構成の在り方	5
ア 普通科	
イ 専門学科等	
(3) 選抜方法の在り方	7
3 今後の検討に向けて	8
障害児教育部会 - 府立養護学校の配置の在り方について -	
1 検討に当たっての基本的な考え方	1 0
2 府立養護学校の配置の在り方	1 1
(1) 府立養護学校の整備経過とその状況	1 1
(2) 今後の養護学校の果たす役割	1 1
ア 専門的な教育機関としての役割	
イ 地域社会に開かれた学校としての役割	
(3) 今後の方向性	1 4
3 今後の検討に向けて	1 5
おわりに	1 7
附属資料	

はじめに

府立学校の在り方懇話会は、平成12年5月、京都府教育委員会教育長から、個性化・多様化への対応、少子化の進行やノーマライゼーションの進展など、社会の変化に対応した高校教育及び障害児教育の在り方について検討の依頼を受けた。

本懇話会としては、我が国の教育改革の大きな流れや各種審議会の答申等も視野に入れるとともに、21世紀を見据え、委員全員で幅広く意見の交換を行い、検討項目を整理した。その後、高校教育及び障害児教育の二部会に分かれて協議を深めた。

高校教育部会では、京都府公立高校教育制度の改善以後15年を経て、生徒の能力・適性や興味・関心等が一層多様化するとともに、今後、生徒数が更に減少していく状況を踏まえ、「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」及び「生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方」という二項目について検討することとし、まず、前者についてまとめたところである。今後は、後者についての検討も加え協議を重ねる予定である。

障害児教育部会においては、養護学校義務制実施以来20年が経過した障害児教育の現状を踏まえ、今後の動向を見据えながら検討すべき課題を整理し、まず、「府立養護学校の配置の在り方」について協議を深め、この項目についてまとめたところである。今後は「高等部職業教育の充実」、「障害の重度・重複化、多様化への対応」及び「福祉、医療等との連携の在り方」の項目について、順次協議を進める予定である。

以上のような各部会における協議を経て、全体会において本懇話会としての「中間まとめ」を行ったので、ここに報告する。

< 検討項目 >

高校教育部会

- 1 個性化・多様化に対応した府立高校の在り方
 - ・教育内容の在り方
 - ・学科構成の在り方
 - ・選抜方法の在り方
- 2 生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方
 - ・少子化と教育

障害児教育部会

- 1 府立養護学校の配置の在り方
- 2 高等部職業教育の充実
- 3 障害の重度・重複化、多様化への対応
 - ・障害の状態等に応じた教育環境の整備
 - ・病気療養児の教育の充実
- 4 福祉、医療等との連携の在り方

高校教育部会

- 個性化・多様化に対応した府立高校の在り方について -

1 検討に当たっての基本的な考え方

新制高校が発足してから既に半世紀余が経過し、その間に高校は、一部の生徒が進学する学校から、中学校卒業生のほぼ全員が進学する国民的教育機関へと性格を変えた。今、高校は、生徒の個性化・多様化、社会の変化に対応するため、更に改革の推進が求められている。

我が国においては、中央教育審議会や臨時教育審議会の答申等を受けて、個性化・多様化、国際化・情報化、生涯学習体系への移行等社会の変化への対応という視点に沿って教育改革が進められている。

しかし、知識偏重型の教育、いじめ・不登校の問題、核家族化や少子化の問題、家庭や地域の教育力の低下など、様々な問題が指摘されており、社会の在り方にも及ぶ検討が今なお進められている。

京都府においては、生徒急増期に加え高校進学率が90%を超えた中で、生徒の能力・適性や興味・関心等は多様化し、新制高校発足時からの教育システムでは必ずしも十分に対応しきれず、進路指導や生徒指導等において課題が生じていたことを踏まえ、昭和60年度に現行の公立高校教育制度をスタートさせている。それは、全日制普通科への類・類型の導入、通学圏の設定、職業教育の充実を主な内容とする制度改善であった。その後、平成3・4年度の高校教育検討委員会答申等を受け、新しいタイプの専門学科「京都こすもす科」の設置や単位制の導入、総合学科の設置など、多様で柔軟な教育システムの構築に向け、施策の具現化が図られてきた。

しかしながら、今日、少子化の進行や国際化・情報化等の急速な進展、さらに高校進学率が約98%に上昇したことによる生徒の一層の多様化がみられる。それらの状況を踏まえ、国の動向なども視野に入れ、課題を次のように整理した。

地方分権と教育改革の流れ	新学習指導要領対応	総合学科
中高一貫教育	定時制・通信制の充実	適正規模・適正配置
高校教育制度(「類・類型」「通学圏」「選抜制度」)		

なお、検討に当たっては、早急に対応すべき事項も含め検討できるよう「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」について協議を始めることとし、各々の課題が相互に関連していることを考慮した上で、協議の柱を次のとおりとした。

- 教育内容の在り方
- 学科構成の在り方
- 選抜方法の在り方

2 個性化・多様化に対応した府立高校の在り方

今後、情報技術の急速な発展など、激しい変化が予想される社会においては、豊かな人間性をはぐくむとともに、学力の向上を図り、社会の変化に主体的に対応できる力を培っていくことが重要であり、時代を超えて変わらない価値あるものを大切にしながら新しいものを柔軟に摂取し、社会を生き抜く「生きる力」を育成していくことが必要である。また、教育にたずさわる者の使命は、子どもたちが学習や体験を積み重ね、自己実現を目指していけるよう的確に支援し、指導するところにあると考える。

昭和60年度にスタートした京都府の公立高校教育制度は、中学校における教育の成果の上に立って基礎的・基本的な教育内容を重視し、知・徳・体の調和のとれた発達を図るとともに、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばし、創造性豊かな人間を育成することを基本理念にしている。また、平成3・4年度の高校教育検討委員会答申では、現行制度の理念の下、多様で柔軟な教育システムへと移行するための課題を明らかにし、その改善の方向を提言している。

そして、今日、社会の変化や高校進学率が約98%に上昇したことなどの状況を踏まえるとき、京都府の高校教育を担う府立高校は、国民的教育機関としての機能の充実と責務を果たすことが求められており、現行制度を充実・発展させた「新しい多様で柔軟な教育システム」を構築することが必要である。

したがって、今後、府立高校においては、総合学科の増設や定時制への柔軟なシステムの導入、中高一貫教育の導入などによる特色ある学校づくりを更に推進すべきである。学校の特色づくりに当たっては、各学校が役割を分担し、府立高校全体としてバランスをとりながら、多様な教育内容を展開する必要がある。その際、各学校の特色に応じて生徒が希望する学校を選択できる選抜方法や通学区域の在り方を検討することが必要である。

以下は「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」について、三つの協議の柱に沿ってまとめた内容である。

(1) 教育内容の在り方

各学校においては、学力の向上と個性の一層の伸長を図るために生徒の能力・適性、興味・関心等に対応した教育内容と方法を準備することが必要であり、併せて、身に付けたものを最も優れた形で社会に還元していくことなどの人間としての在り方生き方を教えることが求められている。

そのためには、各学校が生徒や地域の実態に応じ、その目標を明確にした特色ある教育課程を柔軟に編成できるよう、教育課程の編成基準を弾力化するなど、校長の裁量権の拡大を図る必要がある。

< 関連意見から >

- ・ 校長の裁量権を拡大し、校長が積極的に学校の特色化を図れるようにすべきだ。従来の3学期制でなく、単位認定が前期・後期で可能となるなどの2学期制の学校があってもよい。
- ・ 知的探究心を非常に強く持った生徒、厳しい枠で締め付けられずに高校へ行きたいという生徒など、興味・関心、目的が多様化し、意欲にも差異がある。それぞれの目的に応じて受け入れていく必要がある。
- ・ 適度な競争の中で生徒どうしが切磋琢磨し、互いに成長するという機会は大切である。
- ・ 基礎・基本を習得させることはもちろん、その必要性を認識させる教育が大切である。
- ・ 子どもたちをもっと学習させて、能力を高めてほしい。小・中学校の段階では難しいかもしれないが、高校レベルでは、もっと個人の能力に応じたカリキュラムが必要ではないか。
- ・ 平等を基本にして教育するという考えがある。生徒の能力・個性を尊重した上での真の意味の平等教育がなされているか疑問である。単なる画一化された教育と真の平等教育は違うものである。
- ・ 他県のある学校を視察した経験がある。そこでは、不登校であった生徒とか、高校を中途退学した生徒もいると聞いたが非常に生徒の目が輝いているのが印象的だった。授業改善だけでなくメンタルケアのシステムも考慮すべきである。
- ・ ボランティア活動やインターンシップを活用するなどして、社会の厳しさを体験学習し、社会人として求められる基礎・基本をしっかりと身に付けることが大事ではないか。

- ・ 教員が教育者として、熱い思いで教育するということが薄らいでいるのではないか。教員の資質向上が必要である。
- ・ 道徳やモラルについての教育が重要である。そのような教育はされていないのか。教員が指導できないのではないかと感じる。企業での研修をすとか、モラルや道徳の研修を積んでいただきたい。
- ・ 校長を中心として学校が一体となって取り組むことは、様々な課題を解決し、成果を上げていくことにもつながる。校長はその責任を果たす意味からもリーダーシップを発揮してほしい。

(2) 学科構成の在り方

「普通科」対「専門学科と総合学科」の学科構成比率は、全国平均が7対3であるのに比べ、京都府公立高校は8対2と普通科の比率が高い。近年は、生徒の価値観や職業観が多様化し、従前の普通科志向から特色ある専門学科への希望が増加する傾向にある。また、全国的に設置が進んでいる総合学科は、多様な個性を持つ生徒の希望にこたえる新たな学科として注目されている。

こうした現状から、今後の府立高校の学科構成については、総合学科の増設や特色ある専門学科の充実が望まれる。

生徒の個性化・多様化は全日制課程だけに見られる状況ではなく、定時制課程や通信制課程においても同様である。定時制課程では「働きながら学ぶ」生徒が減少し、多様な生徒が学んでいる実態があることや、通信制課程への希望者が増えている状況などから、柔軟なシステムを導入するなど定時制・通信制課程への充実策が求められる。

< 関連意見から >

- ・ 従来は普通科志向であったが、特色ある専門学科を希望する生徒が増加傾向にある。したがって、普通科を半分、特色ある専門学科や従来の職業学科と総合学科等で半分という比率になっても良いのではないか。
- ・ 昼夜開講の二部制や三部制のような、柔軟なシステムを導入するなど定時制・通信制課程の充実策が必要である。
- ・ 定時制課程では、「働きながら学ぶ」生徒が減少し、多様な生徒が学ぶ状況に

変化している。希望する時に希望する形で修学できる柔軟なシステムの学校を検討することが必要である。

- ・ 定時制課程と全日制課程との併置は、例えば部活動の面や施設利用の時間などお互いに制約があり、お互いの良さが発揮できない面がある。併置制の在り方についても検討すべきではないか。

ア 普通科

昭和60年度の制度改善により、全日制普通科に第 Ⅰ類（学力充実）、第 Ⅱ類（学力伸長）、第 Ⅲ類（個性伸長）が設置された。その後、地域の特性や生徒の実態を踏まえ、第 Ⅰ類にコース制を導入し、第 Ⅱ類については適正配置を行うなど、柔軟な対応が図られてきた。

しかし、近年、生徒の個性化・多様化が一層進み、学校選択の基準を類型ではなく、学校の特色においている生徒が増加し、極めて多様な興味・関心などを持つ生徒が、同じ教育課程で学習している実態がみられる。また、第 Ⅰ類において生徒間の学力差が拡大しつつあるという状況も報告されている。このような実態を踏まえ、教育課程の編成基準を弾力化するなど、各学校ごとに柔軟に特色化を図ることができるようになる必要がある。

イ 専門学科等

昭和60年度の制度改善や昭和63年度の京都府産業教育審議会答申により、単独制職業高校の設置、併置制職業学科の充実等、職業に関する学科の改善が図られてきた。このことにより、目的意識を明確に持つ生徒が多数入学し、各種の資格取得に向けて、意欲的に学校生活を過ごすなどの成果がみられる。また、新しいタイプの専門学科として嵯峨野高校「京都こすもす科」や園部高校「京都国際・福祉科」が設置されるとともに、総合学科が久美浜高校に設置され、専門学科等の充実が図られてきた。

しかし、職業に関する学科については、新学習指導要領から教科「情報」・「福祉」が導入されることへの対応や、特に最近の情報技術などの急速な発展による産業構造の変化も踏まえて検討する必要があることから、専門的な審議機関である京都府産業教育審議会で検討いただきたい。

また、生徒の多様化に対応するため、総合学科の増設や専門学科の充実が必要であると考える。

< 関連意見から >

普通科

- ・ 普通科の類・類型の内容等が中学生や保護者に伝わりにくい。例えば、第 類（学力充実）を主体にした学校や第 類（学力伸長）を主体とした学校、また他の目標を持った学校など、特色づくりの面で各校の分担を明確にしたら、中学生や保護者が理解できるのではないか。
- ・ 普通科の特色、特に第 類がわかりにくく中学生が目標を持ちにくい。特色がはっきり見えるようにすべきである。
- ・ 生徒の個性化・多様化の流れや減少傾向から全ての普通科にある第 類の適正配置が更に必要である。

専門学科等

- ・ 様々な個性を持つ生徒が高校に入学している状況から、それに対応する学科として総合学科が有効ではないか。
- ・ 就職先からのニーズとして、情報処理の技術習得者を養成してほしいという声がある。従来の商業科ではなく、独立した情報科を設置したらどうか。
- ・ 職業学科は、目的意識の高い生徒にスペシャリストへの道としてより専門的な教育内容を提供すべきであり、その方向で検討すべきである。

(3) 選抜方法の在り方

高校の入学者選抜は、中学生が将来において、個性を开花させる意味からも大きな影響を及ぼすものであると同時に、特色ある学校づくりを推進するためにも極めて重要なものである。

生徒がそれぞれの能力・適性を伸長させるためには、各々に適した特色ある教育内容を選べるのが大切であり、希望する学校を選択できる選抜方法が必要である。併せて、生徒の多様な能力・適性等を評価するため、より多元的な評価を取り入れた選抜基準を検討する必要がある。

今後、各学校で特色づくりが進めば、生徒が通学できる範囲に様々な特色を持った学校が存在することになる。学校選択の幅を広げるためには、「特色」と「学校数」

や、公共交通機関の利便性に十分配慮した通学区域の見直しや通学圏の再編を検討する必要がある。

その際、地域事情や学校と地域社会の連携状況にも配慮しながら検討する必要がある。

< 関連意見から >

選抜方法

- ・ ある特定の個性や能力に対応する選抜方法は、基本的には単独選抜が望ましい。
- ・ 希望校を複数記入とした上で、第1希望から順に単独選抜として合格校を決定するシステムや、第 類・第 類のくくり募集など選抜方法の改善について検討してはどうか。
- ・ 学校の特色に合った選抜方法など、学力検査以外による選抜があっても良いのではないか。
- ・ 中途退学したが編入学したいという希望をもつ生徒を受け入れる学校が必要であり、受け入れられる選抜制度も必要である。
- ・ 専門学科や総合学科などでは推薦入試と一般入試の複数の機会があるが、普通科でも受検機会が複数回あってもよいのではないか。

通学区域

- ・ 各学校の特色を明確にすることにより、中学生や保護者の目的意識がはっきりする。そして、生徒各々の目的に応じた学校選択ができなくてはならない。そのためには、学校選択の拡充と、現在の通学圏の見直しが必要である。
- ・ 高校生の場合、1時間くらいの通学時間は普通だと思われる。そう考えると交通事情も良くなってきており、かなり広い範囲に通学できる。通学範囲は、広い方が特色ある学校の選択幅が拡大する。

3 今後の検討に向けて

京都府における中学校3年生の生徒数は、昭和62年をピークに減少しており、今後、平成16年頃にはピーク時の約55%となるものと見込まれている。この少子化の進行は、

学校規模の縮小をもたらし、人格形成期にある高校生にとって、多様な個性の触れ合いの場や切磋琢磨の機会の確保においても、また、部活動などにおいても影響を及ぼすことになる。そこで、個性化・多様化への対応や多様な教育活動の実施にふさわしい学校規模となるよう、現在の学校数や通学圏の規模を見直すなど、再編統合を図るべきである。その際、各地域の特性や状況等も十分考慮しなければならない。

今後は、検討項目を「生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方」に移し、当初に整理した課題について「少子化と教育」を柱として協議を進め、最終まとめの作成を行う予定である。

< 関連意見から >

適正規模

- ・ 一定の集団規模がないと子どもどうしが切磋琢磨し、互いに成長するという機会が少なく、子どもたちの幅が狭まってしまう。今後、生徒数が減ってくることをわかっているのなら、そのことも考慮し、学校の適正規模を定めて学校数もある程度減らしていったほうが良いのではないか。
- ・ 少子化傾向の中で学校の部活動を考えるとき、ある程度の規模がないと活動そのものに支障をきたすのではないか、必然的に人数がある程度いないといけない。
- ・ 機械的に統廃合するのではなく教育効果を十分考慮し、生徒のために高校の数についての検討をするべきである。

障害児教育部会

- 府立養護学校の配置の在り方について -

1 検討に当たっての基本的な考え方

障害児教育については、盲学校、聾学校、養護学校や、小・中学校に障害児学級と通級指導教室が設けられ、障害児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、きめ細かな教育が行われている。

また、すべての児童生徒の豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、障害児とその教育に対する正しい理解と認識を深めるため、盲学校、聾学校、養護学校と小・中・高等学校との交流等、障害児と障害のない児童生徒等とが活動を共にする交流教育が各学校において取り組まれている。

近年、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、障害者施策の着実な進展がみられ、特に平成5年に「障害者基本法」が施行され、新しい障害者対策長期計画が策定されるなど、各分野において様々な取組が進められている。

京都府においては、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」が施行され、平成8年にはノーマライゼーションを基本理念として「京都府障害者基本計画」が策定されるなど、総合的、計画的な施策の推進が図られている。

こうした中で、障害者への理解も深まってきているが、ノーマライゼーションの理念の実現のためには、今後、社会全体として障害者の自立と社会参加を生涯にわたり支援していく体制の整備が望まれるところであり、養護学校についても、地域社会との連携を一層密にしていくことが求められており、その配置の在り方が課題となってきた。

また、近年の経済状況や産業構造の変化を反映して、高等部卒業後の進路が多様化してきていること、さらには医療的ケアの必要な児童生徒が在籍するなど、障害が重度・重複化してきていることなどを踏まえ、教育内容や方法の一層の改善・充実を図るとともに、福祉、医療、労働等の関係機関との連携の在り方など、新たな視点からの検討も必要となってきた。

こうした障害児教育を巡る状況の変化を踏まえ、養護学校等における教育の充実を図っていくために、検討すべき課題を次の4項目に整理した。

府立養護学校の配置の在り方

高等部職業教育の充実

障害の重度・重複化、多様化への対応

福祉、医療等との連携の在り方

このうち、「府立養護学校の配置の在り方」を第1の検討項目とし、ノーマライゼーションの進展に向け、今後、養護学校の配置はどうあるべきか等について協議を進めた。

2 府立養護学校の配置の在り方

「府立養護学校の配置の在り方」について協議を進めるに当たり、府立養護学校の整備経過や学校視察等により現状を把握するとともに、国における「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の検討状況も考慮に入れながら、養護学校が果たしていくべき役割を検討した上で、今後の通学区域の方向性を示すこととした。

(1) 府立養護学校の整備経過とその状況

府立養護学校は、様々な障害に対応した教育の充実を図るため、昭和42年から昭和61年まで、順次、府内各地に計画的に整備され、現在、8校2分校が設置されている。

そのうち、通学制の府立養護学校は6校であり、立地条件から肢体不自由児の受け入れができない1校を除き、自宅からより近くの学校に通学できることを基本として、知的障害児と肢体不自由児が共に学べるように、各地域に整備されてきたところである。

その後、軽度知的障害児の職業教育の充実を図るため、城陽養護学校に全員自主通学の高等部普通科（職業教育系）が設けられるとともに、障害の重度・重複化に対応し、教育内容や施設・設備の充実が図られてきている。しかし、各地域や学校毎に目を向けると、学校の立地条件の制約による課題や、交通事情等の社会状況の変化に十分対応しきれない面、また、通学区域が広域にわたることから、児童生徒の指導や援助に関わって、市町村等の関係機関と連携がとりにくい点もうかがえるところである。

(2) 今後の養護学校の果たす役割

養護学校は、比較的障害の程度が重い児童生徒の教育の場として中心的な役割を果たしてきている。障害が重度・重複化している中で、一人一人の教育的ニーズも多様化してきており、それらに応じたきめ細かな教育の必要性は益々重要になってきている。

また、学校週5日制の完全実施を視野に入れて、地域社会の理解と支援を受けながら、養護学校に在籍する児童生徒が、身近な地域社会で生活できる気運を醸成することが必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、今後、養護学校が果たしていくべき役割として、次の二つの観点から協議を進めた。

ア 専門的な教育機関としての役割

近年、ノーマライゼーションの理念が広く認識され、障害者が社会参加できるような社会づくりは、今後一層促進されるものと予測される。このような中で、障害児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加の基盤となる「生きる力」を

培うことが益々重要になってきており、個別の指導計画を作成するなど、より個別的、専門的な指導を充実することが必要になってきている。

専門的な指導の充実方策については、今後検討することとしているが、その充実のためには教員の指導力の向上が不可欠であり、自閉症児に対する指導方法等、障害の重度・重複化、多様化に対応した研修を充実するなど、教員の専門性を高めていくことが必要である。

イ 地域社会に開かれた学校としての役割

障害者が地域社会の一員として、生涯を通して地域社会の理解と支援を受けながら、安心して生活を営むことができるようになるためには、子どもの頃から自分の住み慣れた地域の中で望ましい人間関係を形成していくことが重要である。

しかしながら、養護学校は、対象となる児童生徒数から通学区域が広域とならざるを得ない面もあり、従来から学校と地域社会とのつながりが薄く、養護学校に在籍する児童生徒と居住地の同年代の子どもたちとの交流の機会が少ないと指摘されている。

こうした状況を改善していくため、様々な形態で交流の機会がもたれてきているところであるが、今後、養護学校が「地域社会に開かれた学校としての役割」を高めていくためには、学校と地域社会との交流の促進、児童生徒の居住地での交流の促進、障害児教育のセンターとしての機能の充実に積極的に取り組んでいくことが必要である。

(ア) 学校と地域社会との交流の促進

養護学校においては、学校行事や児童会・生徒会活動を通じた小・中・高等学校との学校間交流や、近隣の自治会等を文化祭等の学校行事に招待する地域交流、地域の人々を対象とした学校開放講座の開催等、地域社会との交流に取り組んでいるが、地域からみると養護学校の垣根は高く、養護学校に対する地域社会の理解が十分ではないと思われる。

今後、養護学校に対する地域社会の理解を深めていくためには、学校見学会の実施、学校便りの配布、公共施設での作品展示会の開催等により、学校の教育方針や教育活動の取組を積極的に地域に公開していくとともに、地域の人々のために運動場等の学校施設を開放することも検討していく必要がある。

また、卒業後の進路を見通して、地域の企業等における体験学習を充実することや、児童生徒や教員が地域のボランティア活動に参加するとともに、地域の人々を社会人講師として活用したり、学校ボランティアとして学校運営に協力願うなど、学校と地域社会とのつながりを一層強めていくことが必要である。

(イ) 児童生徒の居住地での交流の促進

居住地の小・中学校に在籍する児童生徒と交流する居住地校交流や、土曜日、日曜日に高校生のボランティアの協力を得て実施されている学校外活動促進事業など、市町村等が主催する地域活動への参加を通して、養護学校に在籍する児童生徒と居住地の同年代の子どもたちとの交流が図られているが、その取組はまだまだ少ないのが実情である。

今後、平成14年度からの学校週5日制の完全実施により、居住地で生活する比重が高まることもあり、市町村教育委員会等の関係機関との協力の下に、養護学校に在籍する児童生徒が居住地の諸活動に参加できる体制をつくり、居住地の同年代の子どもたちとの交流活動を充実していくことが必要である。

(ウ) 障害児教育のセンターとしての機能の充実

養護学校においては、障害児教育について、専門性のある教員が配置され、特別な施設・設備も整備されており、様々な障害についての指導や相談の経験とその蓄積がある。

今後、こうした機能を生かして、地域における障害児教育の相談のセンターとして、子どもの療育等についての保護者への支援や、小・中学校等での教育指導の方法についての担当教員等への支援、また、必要に応じて児童生徒等に直接指導を行うなど、地域の人々の要請にこたえていくことが必要である。

そのためには、特に就学等に関する教育相談活動において、保護者が学校の選択に当たって必要とする情報や、就学後に必要な教育サービスを適宜提供できるよう、市町村教育委員会とのパートナーシップを構築することが求められている。

< 関連意見から >

- ・ 教員の専門性や特別な施設・設備を生かして、障害児教育について小・中学校からの相談に応じるなど、地域の障害児教育のセンター的な役割を果たしていくためには、教員のより高い専門性が求められる。
- ・ 日々のつながりがなければ、放課後や夏休み等に地域に帰っているいろいろな活動を行うことが難しいことから、養護学校と地域社会とのより緊密な連携が必要である。
- ・ 就学指導については市町村が責任を持っているが、教育相談や保護者への情報提供等が必要な場合に養護学校の専門性を生かすことは、養護学校の役割として

大切なことである。

- ・ 障害による困難を改善・克服するための自立活動など個人に合わせた指導を、地域の学校に通いながら養護学校で受けたり、養護学校から地域の学校に巡回指導することなどについても検討する必要がある。
- ・ 保護者が地域の学校を選択した場合に、受入れや指導の方法について、養護学校が地域の学校を支援していくシステムをつくることも必要である。

(3) 今後の方向性

障害者が地域社会の中で安心して生活していくためには、教育、福祉、医療、労働等の関係機関は緊密に連携し、ライフステージに応じた総合的な取組を行っていく必要があり、こうした府民のニーズを踏まえ、今後、養護学校は「地域社会に開かれた学校としての役割」を高め、関係機関と連携して、養護学校に在籍する児童生徒と地域社会との結びつきを強めていく取組を進めていくことが求められている。

しかしながら、現在の養護学校の通学区域は、昭和61年に増収容対策のため、南部地域において一部見直しがされたものの、基本的には昭和59年の中丹養護学校の開校をもって設定されたものであり、以来15年が経過する中で、地域社会に密着した機能・役割等に十分対応しきれていない面もうかがえる。

このため、今後、養護学校が市町村等の関係機関との連携を一層強め、こうした取組を積極的に進めていくために、現在の通学区域が縮小されるよう、次の関連意見も参考に養護学校の配置を見直し、再編整備を図る必要がある。

養護学校の再編整備については、ノーマライゼーションの推進の観点から、小・中・高等学校に併設することが望ましいが、児童生徒の状況や既設校との関連等、地域により状況は異なることから、その方法については地域毎に検討していくべきであると考えらる。

< 関連意見から >

- ・ 将来の人口を予測しながら、人口規模に応じて各地域に適正に配置されるよう通学区域を検討することが必要である。その際、国の「障害者プラン」では総合的な相談・生活支援・情報提供事業を概ね30万人当たり2か所で行うことが目標とされていることも参考となるのではないか。

- ・ 市町村等の関係機関やボランティア団体と連携し、ネットワークをつくっていくために、障害者施策を広域的に進めていくために設けられた障害保健福祉圏域や、関連する行政機関が所管する区域等とできる限り整合させていくことが必要である。
- ・ 同じ市町村内で障害種別等により通学する学校が分かれていると、市町村との緊密な連携がとりにくいと思われることから、できる限り同じ学校に通学できるよう検討する必要がある。
- ・ 通学時間については、一人一人の障害の状態等が違うことから、目安を設けるのは難しいが、一般的に児童生徒が疲労を感じない程度から考えると、スクールバスでの乗車時間が概ね60分を超えない程度が望ましい。
- ・ 学校規模については、国において適正規模の基準は定められていないが、規模が大きくなると学部間の連携等、学校運営を円滑に行うことが難しいとの意見もあることから、校長が力を発揮するために、規模を適正化していくことも必要である。

3 今後の検討に向けて

今後の検討項目については、流通・サービス関係への進路希望等に対応した高等部職業教育の充実、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒など重度・重複障害児に対する指導等の充実、病気の種類の変化等に対応した病気療養児の教育の充実、学校と福祉領域との分担の在り方等について意見が出されているところであり、専門的な教育の充実や関係機関との連携の在り方等について、国の調査研究の検討内容も踏まえながら、順次、協議をする予定である。

< 関連意見から >

- ・ 京都府の養護学校には職業に関する学科がないが、職業的な自立を目指すためには、その設置も検討する必要がある。特に流通・サービス関係へのニーズが非常に高く、そういうことに対応した教育が必要ではないか。
- ・ 中学校の障害児学級を卒業後、専修学校等に進学した生徒の中に、就職につながらない者がおり、このような生徒たちが積極的に養護学校を選択できるように職業教育を充実する必要がある。

- 全国的にも医療的行為をどこまでやっていけばいいのかという指針がでてくるだろうし、誰もが安心して対応できるシステムを作っていく必要があり、教育と福祉、医療との関係をどうしていくかが課題である。
- 病弱養護学校の中学部に転校後、入院しながら通信制の高校に進学した生徒が、病気が完治し退院したとき、全日制の高校に行くには再受験の方法しかなく、通信制で取得した単位を認める方法がないが、こうした点について柔軟な取組が必要である。
- 全国的にいえば、休業土曜日、長期休業中、通学等の保護者への支援については、基本的に福祉領域が担いながら養護学校と連携する形で進んでいるが、福祉領域がそれを全て担うべきなのか、あるいはもう少し地域密着型の養護学校がそれらの問題も担いながら連携していくべきなのか、検討していく必要がある。

おわりに

本懇話会では、本年5月の第1回会議以来「府立学校の在り方」について全体会や各部会を精力的に開催し、検討項目に沿って協議を深めてきた。

今後は、この中間まとめに対する御意見にも耳を傾けつつ、残る検討項目について積極的な協議を行い、府立学校の将来展望が見い出せる最終まとめとなるよう進めてまいりたい。

また、教員の資質に対する意見にもあったように教員に対する期待は熱く、その使命を自覚して更に研さんされ、その信託にこたえられることを望むものである。

京都府教育委員会におかれては、今後の府立高校の在り方や改善方策について、早急に対応すべき事項、中・長期的に計画する必要のある事項に整理され、関係機関と連携しながら積極的に対応されることを望むものである。また、障害児教育に関し、養護学校の再編整備計画を速やかに策定されるとともに、市町村等の関係機関と連携しながら、養護学校の整備が計画的に実施されることを強く期待するものである。

附 属 資 料

1	府立学校の在り方懇話会設置要綱	・・・	1
2	府立学校の在り方懇話会委員名簿	・・・	2
3	審議経過	・・・	3
4	府立高校の改善経過	・・・	4
5	府立高校設置状況、学級数及び生徒数	・・・	5
6	京都府中3生数、府立高校学校数・学級数・募集定員の推移	・・・	6
7	高校1年在籍者による学科構成比率	・・・	7
8	府立盲・聾・養護学校の概要	・・・	8
9	府立盲・聾・養護学校の所在地と養護学校の通学区域	・・・	9
10	府立養護学校児童生徒数の推移	・・・	10

府立学校の在り方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 個性化・多様化への対応、少子化の進行やノーマライゼーションの進展等社会の変化に対応した今後の府立学校の在り方や改善方策について、意見を求めるため、府立学校の在り方懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 社会の変化等に対応した高校教育の在り方について
- (2) 社会の変化等に対応した障害児教育の在り方について

(組織)

第3条 懇話会は、委員20名程度で組織する。

- 2 前項の委員は、京都府教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成14年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、懇話会の委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の会議を招集し、主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 懇話会に学校種別に専門の事項を検討するため、次の部会を置く。

- (1) 高校教育部会
 - (2) 障害児教育部会
- 2 部会は、それぞれ10名程度の懇話会の委員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第6条 各部会に、部会長及び副部会長1名を置く。

- 2 各部会長は、懇話会の座長又は副座長がこれを兼ねる。
- 3 各副部会長は、部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会議を招集し、主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 懇話会及び部会の会議には、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、京都府教育庁指導部高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月16日から施行する。

府立学校の在り方懇話会委員名簿

	氏 名	役 職 等
高 校 教 育 部 会	岩下 正弘	同志社大学商学部教授
	大倉 治彦	月桂冠株式会社 代表取締役社長
	大西 重喜	福知山市教育委員会教育長
	川瀬 利典	京都市立柳池中学校校長
	小寺 正一	京都教育大学教育学部教授・同附属図書館長
	坂下 和也	府立南陽高等学校校長
	櫻田 佳正	元府立高等学校 P T A 連合会会長
	佐野 正雄	元府立学校事務部長
	瀧 静子	株式会社太洋堂 代表取締役社長
	牧野 修	園部町立園部中学校校長
	山崎 ふさ子	京都学園大学人間文化学部教授
山本 晃一郎	府 P T A 協議会会長	
障 害 児 教 育 部 会	伊田 禎之	精華町立精華西中学校校長
	大谷 祐康	府立盲学校校長
	衣川 源彰	府保健福祉部障害者保健福祉課長
	今野 芳子	府総合教育センター所長
	田中 晋	八木町教育委員会教育長
	田中 弥生	前府立高等学校 P T A 連合会理事
	友久 久雄	京都教育大学教育学部教授
	廣瀬 明彦	社会福祉法人 相楽福祉会 常務理事
	宮野前 健	国立療養所南京都病院副院長
	保田 和彦	京都労働局職業安定部職業対策課長

座長(兼部会長)

副座長(兼部会長)

各副部会長

(五十音順、敬称略)

審 議 経 過

< 全体会 >

会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長（高校教育部会長）、副座長（障害児教育部会長）選出 ・ 所属部会の確認 ・ 懇話会の運営方法協議 ・ 意見交換(高校教育及び障害児教育について)
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(高校教育及び障害児教育について) ・ 各部会ごとの検討項目整理
第3回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会からの報告 ・ 中間まとめ(案)に関する協議・承認

< 高校教育部会 >

会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副部会長選出 ・ 高校教育部会に関する検討課題整理
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(今後の高校教育の在り方等について)
第3回	平成12年7月21日(金) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(学科構成、教育内容の在り方等について)
第4回	平成12年9月21日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(定時制・通信制課程の在り方、学科構成、教育内容、選抜方法の在り方等について)
第5回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ(案)の協議

< 障害児教育部会 >

会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副部会長選出 ・ 今後の進め方の協議
学校視察	平成12年6月8日(木) 6月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与謝の海養護学校 ・ 南山城養護学校
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(養護学校の配置の在り方等について)
第3回	平成12年7月21日(金) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演「今後の養護学校等の果たす役割について」 講師 帝京大学教授 大南英明 ・ 質疑応答
第4回	平成12年8月28日(月) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(今後の養護学校の果たす役割、養護学校の配置の在り方について)
第5回	平成12年9月21日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ骨子(案)の協議
第6回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ(案)の協議

府立高校の改善経過

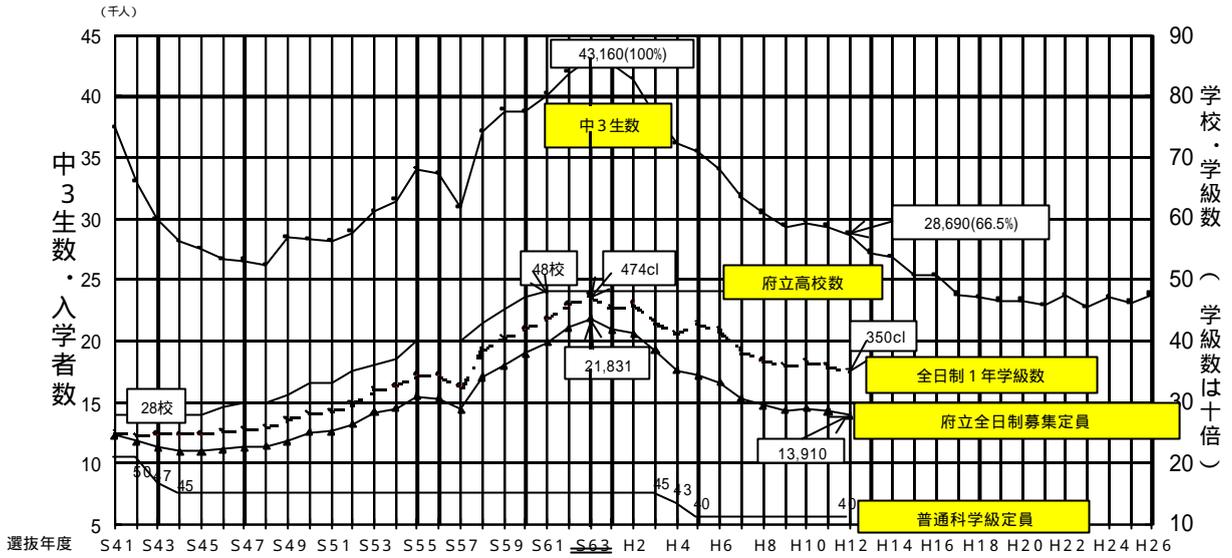
年度	府の施策	府の答申等	国の答申等
58		高等学校教育制度検討委員会答申 (58.12)	
60	60 制度改善 (1)全日普通科類・類型	(1)特色ある学校づくりと能力・適性 に応じた教育	
62	(2)通学圏の設定と入学者選抜の 改善 (3)職業教育の充実 職業高校新設 60 商業高校	(2)職業教育の内容の改善充実と設置 校の規模・配置 (3)適正な通学圏の設定と入学者選抜 の改善	臨時教育審議会答申 (62.6) これからの教育の在り方 (1)個性重視の原則 (2)生涯学習体系への移行 (3)変化への対応 ・単位制高等学校 等
63		京都府産業教育審議会答申 (63.8) (1)単独制職業高校の確立 (2)併置制職業学科の在り方 (3)普通科における職業教育の在り方 (4)職業教育の総合的展開	
元	元 ~ 職業学科改編 ・大江高校 ・工業高校 ・海洋高校 他9校		
3		高校教育検討委員会中間答申 (3.11) ・新しいタイプの高校	第14期中央教育審議会答申 (3.4) (1)学校・学科制度の多様化 ・新しいタイプの高校 ・総合学科新設 (2)生涯学習社会への対応 ・単位制高校の設置促進 等
4		高校教育検討委員会最終答申 (4.11) (1)単位制高校 (2)類・類型の充実 (3)定時制・通信制課程の充実 (4)入学者選抜方法の改善・充実	
7	~ 普通科第 類コース制 (30校) 普通科第 類類型変更・適正配置 (18校) ~ 定時制募集停止 (4校)		-
8	「京都こすもす科」(嵯峨野)	京都府産業教育審議会中間提言 学科構造の多元化 (9.3) ・総合学科の設置	第15・16期中央教育審議会 第一次答申 (8.7) 「ゆとり」の中で「生きる力」を (1)基礎基本の重視 (2)個性尊重 (3)横断的・総合的学習の推進
9	単位制高校 (西宇治・桃山・朱雀)	京都府産業教育審議会提言 (9.12) 職業教育の在り方 ・教育内容・指導方法の充実 ・資格取得の推進 ・普通科における職業教育の充実 等	第二次答申 (9.6) (1)中高一貫教育 (2)入学者選抜の改善 (3)教育上の例外措置 (4)高齢社会に対応した教育の在 り方 教育改革プログラム (9.8改訂) 中高一貫教育制度 導入
10	「京都国際・福祉科」(園部) 総合学科 (久美浜)		学校教育法等一部改正 (10.6) 中等教育学校を規定 理科教育及び産業教育審議会答申 (10.7) 課程「情報」「福祉」の創設 教育課審議会答申 (10.7) 教科「情報」「福祉」を新設 標準授業時数の削減 中央教育審議会 「今後地方教育行政の在り方に ついて」答申 (10.9) 教育委員会制度の在り方等 高等学校、盲・聾・養護学校及び 中等教育学校 学習指導要領 (11.3)
11		京都府中高一貫教育研究会議まとめ (12.3)	学習指導要領等の移行措置並びに 移行期間における学習指導につ いて告示 (11.6) 教育改革プログラム(11.9再改訂) 心の教育の充実 個性を伸ばし多様な選択ができ る学校制度の実現 等

府立高校設置状況、学級数及び生徒数

学校名	通学圏名	普通科					専門学科					総合学科	定時制	通信制	生徒数(人)						
		類	類			類	農	水	工	商	家				その他専門教育を施す学科	1年	2年	3年	4年	計	
			人文	理数	文理																英語
1	山城	6	1	2											355	392	381		1,128		
2	鴨沂	5	1												242	247	228		717		
													普通3		101	71	54	31	257		
3	洛北	5		2											376	361	347		1,084		
4	北稜	4	1	1											243	246	259		748		
5	朱雀	5	1												243	230	222		695		
													普通2		89	57	48	34	228		
6	洛東	4	1	1											279	321	292		892		
7	鳥羽	6	1	1											362	359	340		1,061		
													普通3		147	79	61	36	323		
8	嵯峨野	3	1									4			333	325	316		974		
9	北嵯峨	7	1	1											361	358	351		1,070		
10	桂	4	1	1											323	320	306		949		
11	洛西	8	1	1											440	397	435		1,272		
12	桃山	6	1	2											363	360	354		1,077		
													普通2 商業1		116	99	79	61	355		
13	東稜	7	1	1											357	352	326		1,035		
14	洛水	5	1												284	270	305		859		
15	商業									8					365	340	341		1,046		
16	向陽	4	1	1											280	320	314		914		
17	乙訓	3	1							2					280	273	262		815		
18	西乙訓	4	1	2											280	316	314		910		
19	城南	7	1	1											350	366	367		1,083		
20	東宇治	4			1	1									243	237	266		746		
21	西宇治		単位制による課程 4													160	160	156		476	
22	菟道	7	1	2											405	398	386		1,189		
23	城陽	7	1	1											399	379	358		1,136		
24	西城陽	6	1	2											410	400	401		1,211		
25	八幡	4	1	1											247	239	227		713		
26	南八幡	1	1							2					137	190	157		484		
27	久御山	3	1	1											267	311	326		904		
28	田辺	3	1							4					273	260	281		814		
29	木津	4	1	1											390	386	335		1,111		
30	南陽	8			2	1									443	448	429		1,320		
31	北桑田	1			1										114	111	101		326		
	美山														18	21	21	19	79		
32	亀岡	8	1	1											435	412	401		1,248		
33	南丹	5			1	1									360	337	312		1,009		
34	園部	3			1							2			223	224	201		648		
35	農芸														121	114	110		345		
36	須知	2			1										148	147	164		459		
37	綾部	4	1	1											284	324	276		884		
	東														91	66	66		223		
													普通1		22	17	13	8	60		
38	福知山	4	1	2											320	325	350		995		
	三和														41	20	16	12	89		
39	工業														200	196	197		593		
40	東舞鶴	6	1	1											323	316	309		948		
	浮島														32	16	13	10	71		
41	西舞鶴	5	1	1											363	387	341		1,091		
																			238		
42	大江	1			1										160	157	150		467		
43	宮津	4			1										240	280	270		790		
	伊根														18	6	12	8	44		
44	海洋														121	114	108		343		
45	加悦谷	2			1										159	158	156		473		
46	峰山	5		1											328	317	317		962		
	弥栄														61	54	46		161		
47	網野	4	1												241	240	235		716		
	間人														25	9	12	9	55		
48	久美浜														160	154	145		459		
	設置学校数	42	31	25	9	4	8	7	1	4	8	1	2	1	10	2	13,942	13,637			
	総クラス数	194	31	32	10	4	8	11	3	12	19	1	6	4	17	7	13,994		41,573		
	合計	普通科 279cl					専門学科 52cl							4	普通14	普通7	609	395	329	228	1,561
	48学校7分校	単位制 1校 4cl													専門3						1,897
	全日制学級数	上段は全日制計																			
	合計 339cl	中段は定時制計																			
		下段は通信制計(実際の登録者とは異なる)																			

注：設置学科内の数字は、平成13年度募集学級数
生徒数は、平成12年5月1日現在

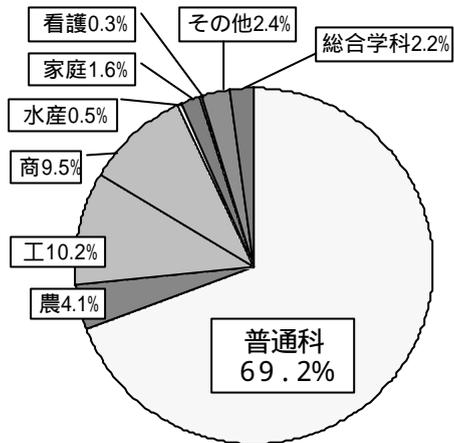
京府中3生数、府立高校学校数・学級数 募集定員の推移



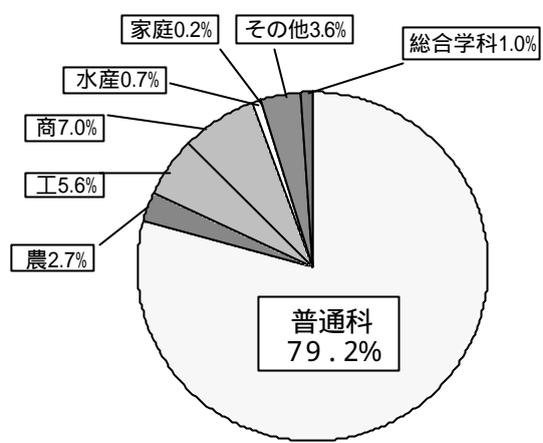
(注) 中3生数グラフ中のパーセント表示は、63年度を100とした場合の値
 平成13年度以降の中3生数は、出生人口等による推計値

高校 1年在籍者による学科構成比率 (公立 全日制)

全国 (注 1)



京都府 (注 2)



注 1 : 平成 1 1 年度学校基本調査 (文部省) による

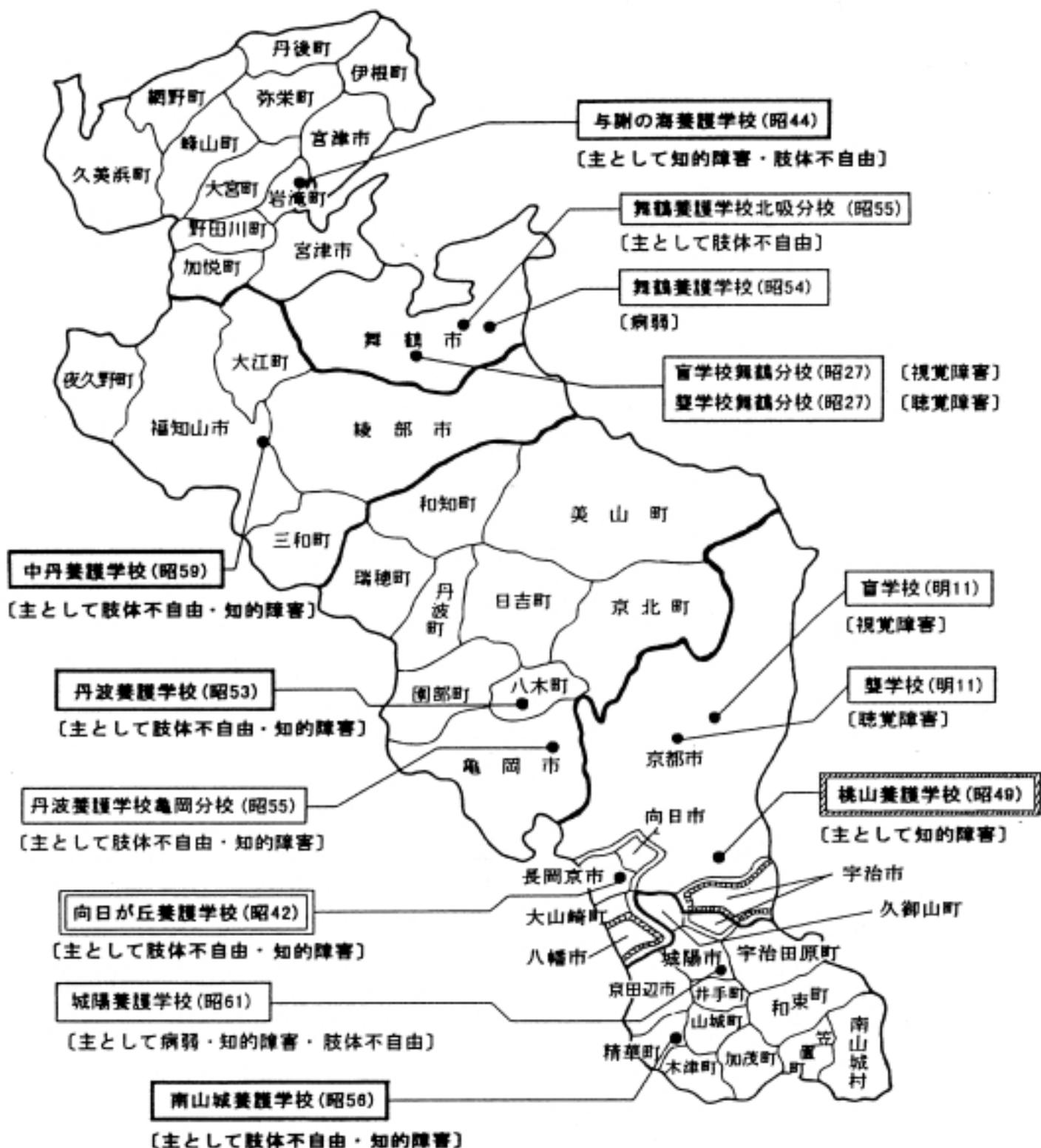
注 2 : 平成 1 2 年度公立学校基本数調査 (京都府教育委員会) による

府立盲・聾・養護学校の概要

区 分		学 校 名	所 在 地	設置年度	設置学部	児童生徒数 (H12.5.1現在)	寄 宿 舎	摘 要	
盲 学 校		盲 学 校	京 都 市	明 1 1	幼・小・中・高	5 5 人	○		
		盲 学 校(舞鶴分校)	舞 鶴 市	昭 2 7	幼・小	3	○		
聾 学 校		聾 学 校	京 都 市	明 1 1	幼・小・中・高	8 0	○		
		聾 学 校(舞鶴分校)	舞 鶴 市	昭 2 7	幼・小	1 4	○	盲学校(舞鶴分校)と同一校舎	
養 護 学 校	知的障害 肢体不自由	通 学 制	桃 山養護学校	京 都 市	昭 4 9	小・中・高	1 3 4		「府立桃山学園(知的障害児施設)」に隣接。知的障害児のみ対象
			向日が丘養護学校	長 岡 京 市	昭 4 2	小・中・高	1 5 8	○	
			* 城 陽養護学校	城 陽 市 (昭 6 3)		高	4 4		自主通学の軽度知的障害児を対象に「普通科職業教育系」を設置
			南 山 城養護学校	精 華 町	昭 5 6	小・中・高	1 8 8		
			丹 波養護学校	八 木 町	昭 5 3	小・中・高	1 4 1	○	
			中 丹養護学校	福 知 山 市	昭 5 9	小・中・高	1 3 1		
		与謝の海養護学校	岩 滝 町	昭 4 4	小・中・高	1 9 5	○		
	施設隣接	* 城 陽養護学校	城 陽 市	昭 6 1	小・中・高	9		「国立療養所京都病院長重心身障害児病棟」入院者を対象	
		丹 波養護学校 (亀岡分校)	亀 岡 市	昭 5 5	小・中・(高)	1 2		「花の木学園(重症心身障害児施設)」入所者を対象	
		舞 鶴養護学校 (北吸分校)	舞 鶴 市	昭 5 5	小・中	2 9		「府立舞鶴こども療育センター(肢体不自由児施設)」入所者を対象	
	病 弱	* 城 陽養護学校	城 陽 市	昭 6 1	小・中	1 0		「国立療養所京都病院長」入院者を対象	
舞 鶴養護学校		舞 鶴 市	昭 5 4	小・中	8		「国立舞鶴病院」入院者を対象		

(注)丹波養護学校(亀岡分校)には、本校の高等部分教室を設置

府立盲・聾・養護学校の所在地と養護学校の通学区域

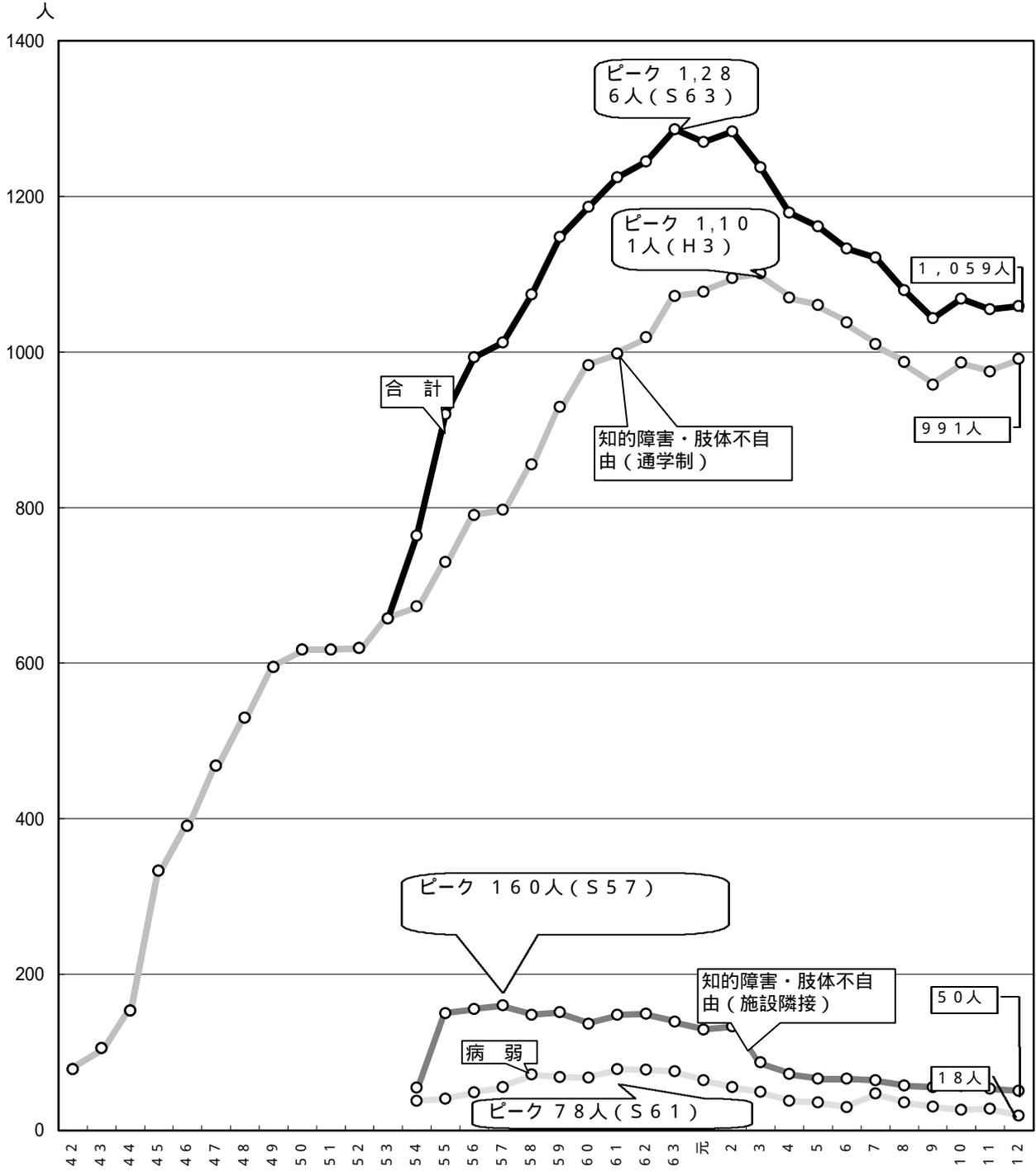


南部地域の通学区域

養護学校名	通学区域
桃山	宇治市(知)・八幡市(知)・桃山学園
向日が丘	向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市(肢)・八幡市(肢)
南山城	宇治市(知)の一部・久御山町・城陽市・京田辺市・綴喜郡・相楽郡

※知：知的障害、肢：肢体不自由

府立養護学校児童生徒数の推移（障害種別）



養護学校設置経過の等	向日が丘	与謝の海	訪問教育制度発足	桃山	丹波	養護学校義務制実施	舞鶴	丹波鶴亀北岡分校)	南山城	中丹	城陽
------------	------	------	----------	----	----	-----------	----	-----------	-----	----	----